

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
ガス需給約款 2026年10月1日改定版 1.適用 から 2.供給条件および料金表の変更 まで （略） 3.定義 (30)「ストエネ」…お客さまにガスを供給する、ガス小売事業者である株式会社ストエネ（ガス小売事業者登録番号 A0087）をいいます。 4.単位および端数処理 から 6.需給契約の申込み まで （略） 7.需給契約の成立および契約期間 (1)（略） (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約等により需給契約が終了する日までといたします。	ガス需給約款 2025年4月1日制定版 1.適用 から 2.供給条件および料金表の変更 まで （略） 3.定義 (30)「ストエネ」…お客さまにガスを供給する、ガス小売事業者である当社（ガス小売事業者登録番号 A0087）をいいます。 4.単位および端数処理 から 6.需給契約の申込み まで （略） 7.需給契約の成立および契約期間 (1)（略） (2) 契約期間は、次によります。 <u>イ) 契約期間は、他に定めのない限り、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 12 ヶ月目の日までといたします。</u> <u>ロ) 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、契約は契約期間満了後も 12 ヶ月ごとに同一条件で更新いたします。</u> <u>ハ) なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番</u>	今回の約款変更に伴う改定日の更新 誤植の修正 契約期間の定めについて変更

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
8.需要場所 から 43.ガス事故の報告 まで （略） 附則 本約款の実施期日 本約款は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。 別表第 1 本約款の適用地域 一般ガス導管事業者の供給区域等(詳細は、下記の一般ガス導管事業者の託送供給約款を参照ください。)は、次のとおりです。 表：（略） <u>なお、各供給区域の呼称は次のとおりとします。</u> <u>・東京ガスネットワーク株式会社が管轄する供給区域：東京ガスエリア</u> <u>・西部ガス株式会社が管轄する供給区域：西部ガスエリア</u> <u>・東邦ガスネットワーク株式会社が管轄する供給区域：東邦ガスエリア</u> <u>・大阪ガスネットワーク株式会社が管轄する供給区域：大阪ガスエリア</u> 別表第 2（原料費調整） 1 原料費調整額の算定	<u>号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u> 8.需要場所 から 43.ガス事故の報告 まで （略） 附則 本約款の実施期日 本約款は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。 別表第 1 本約款の適用地域 一般ガス導管事業者の供給区域等(詳細は、下記の一般ガス導管事業者の託送供給約款を参照ください。)は、次のとおりです。 表：（略） 別表第 2（原料費調整） 1 原料費調整額の算定	変更後の約款内容の適用実施日を更新 供給区域の呼称を追加

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
(1)平均原料価格：東京ガス 1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。 平均原料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$ A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格 B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格 $\alpha = 0.9088$ $\beta = 0.0987$ (2)平均原料価格：西部ガス （略） (3)平均原料価格：東邦ガス (8)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 = トンあたり L N G 平均価格 $\times 0.9576$ + トンあたり L P G 平均価格 $\times 0.0466$ (4)平均原料価格：大阪ガス (8)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入	(1)平均原料価格：東京ガス 1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。 平均原料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$ A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格 B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格 $\alpha = 0.9479$ $\beta = 0.0546$ (2)平均原料価格：西部ガス （略） (3)平均原料価格：東邦ガス <u>① 基準平均原料価格（トンあたり）</u> <u>8 3, 3 5 0 円</u> <u>② 平均原料価格（トンあたり）</u> <u>別表(9)</u>に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 = トンあたり L N G 平均価格 $\times 0.9576$ + トンあたり L P G 平均価格 $\times 0.0466$ (4)平均原料価格：大阪ガス <u>別表(9)</u>に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五	平均原料価格の算出に用いる係数（α、β）を変更 1）別表第 2 の構成変更により (3)①を削除 ※変更前の(3)①の内容は、変更後の(7)基準原料価格に内包 2）引用条項数の変更 引用条項数の変更

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
し 10 円単位といたします。）およびトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格＝トン当たり L N G 平均価格×0.9476＋トン当たり L P G 平均価格×0.0569 <u>(5)原料費調整単価</u> <u>各供給区域に対して適用する原料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、東京ガスエリアにおいては、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、算出に(6)原料価格変動額①を用いる場合は切り上げ、(6)原料価格変動額②を用いる場合は切り捨てます。</u> <u>原料費調整単価＝ (6)の原料価格変動額 × 2 の基準単価 / 100 × (1 + 消費税率)</u> <u>(6)原料価格変動額</u> <u>原料価格変動額は、次の算式によって算定された値とします。</u> <u>①供給区域に応じて(1)から(4)より算出した平均原料価格が(7)で定める各供給区域の基準原料価格を下回る場合</u> <u>原料価格変動額＝ 基準原料価格 － 平均原料価格</u> <u>②供給区域に応じて(1)から(4)より算出した平均原料価格が(7)で定める各供給区域の基準原料価格を上回る場合</u> <u>原料価格変動額＝ 平均原料価格 － 基準原料価格</u>	入し 10 円単位といたします。）およびトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格＝トン当たり L N G 平均価格×0.9476＋トン当たり L P G 平均価格×0.0569 <u>(5)原料費調整単価：東京ガス</u> <u>原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>イ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を下回る場合</u> <u>原料費調整単価＝ (57,250 円－平均原料価格) × 2 の基準単価 / 100 円×1.10</u> <u>ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を上回る場合</u> <u>原料費調整単価＝ (平均原料価格－57,250 円) × 2 の基準単価 / 100 円×1.10</u> <u>なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。</u> <u>(6) 原料費調整単価:西部ガス</u> <u>① 1 トン当たりの平均原料価格が 85350 円以上のとき</u> <u>調整単位料金（1 立方メートル当たり）</u> <u>＝基準単位料金＋0.081 円×原料価格変動額／100 円 × (1＋消費税率)</u> <u>② 1 トン当たりの平均原料価格が 85350 円未満のとき</u> <u>調整単位料金（1 立方メートル当たり）</u> <u>＝基準単位料金－0.081 円×原料価格変動額／100 円 × (1＋消費税率)</u>	1）変更前は(5)～(8)において供給区域ごとに原料費調整単価の算出式をまとめていたものの、供給区域ごとの原料費調整単価の算出式そのものは同一であり、使用する基準原料価格のみが供給区域ごとに異なることから、別表第二の構成の見直しを実施 2）東京ガスエリアの原料基準価格 57,250 円から 86,100 円に変更

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<u>(7)基準原料価格</u> <u>東京ガスエリア：86,100 円</u> <u>西部ガスエリア：85,350 円</u> <u>東邦ガスエリア：83,350 円</u> <u>大阪ガスエリア：64,090 円</u>	<u>(7) 原料費調整単価:東邦ガス</u> <u>① 1 トン当たりの平均原料価格が 83,350 円以上のとき</u> <u>調整単位料金（1 立方メートルあたり）</u> <u>= 基準単位料金 + 0.081 円×原料価格変動額／100 円×（1 + 消費税税率）</u> <u>② 1 トン当たりの平均原料価格が 83,350 円未満のとき</u> <u>調整単位料金（1 立方メートルあたり）</u> <u>= 基準単位料金 - 0.081 円×原料価格変動額／100 円×（1 + 消費税税率）</u> <u>(8) 原料費調整単価:大阪ガス</u> <u>① 1 トン当たりの平均原料価格が 64,090 円以上のとき</u> <u>調整単位料金（1 立方メートルあたり）</u> <u>= 基準単位料金 + 0.081 円×原料価格変動額／100 円×（1 + 消費税税率）</u> <u>② 1 トン当たりの平均原料価格が 64,090 円未満のとき</u> <u>調整単位料金（1 立方メートルあたり）</u> <u>= 基準単位料金 - 0.081 円×原料価格変動額／100 円×（1 + 消費税税率）</u>	条項数の変更
<u>(8)原料費調整単価の適用</u> 各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。 なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。	<u>(9)原料費調整単価の適用</u> 各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。 なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。	1) 条項数の変更 2) 誤植の修正

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）		旧（変更前）		変更内容
平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間	平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間	
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日の <u>翌日</u> から6月の検針日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日の <u>翌日</u> から7月の検針日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日の <u>翌日</u> から8月の検針日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日の <u>翌日</u> から9月の検針日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日の <u>翌日</u> から10月の検針日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日の <u>翌日</u> から11月の検針日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日の <u>翌日</u> から12月の検針日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年8月1日から10月31日まで の期間	その年の12月の検針日の <u>翌日</u> から 翌年の1月の検針日までの期間	毎年8月1日から10月31日まで の期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年9月1日から11月30日まで の期間	翌年の1月の検針日の <u>翌日</u> から 2月の検針日までの期間	毎年9月1日から11月30日まで の期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年10月1日から12月31日まで の期間	翌年の2月の検針日の <u>翌日</u> から 3月の検針日までの期間	毎年10月1日から12月31日まで の期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年11月1日から翌年の1月31 日までの期間	翌年の3月の検針日の <u>翌日</u> から 4月の検針日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31 日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間（翌年が閏年とな る場合は、翌年の2月29日 まで の期間）	翌年の4月の検針日の <u>翌日</u> から 5月の検針日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間（翌年が閏年とな る場合は、翌年の2月29日 まで の期間）	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の <u>前日</u> までの期間	

ガス需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
(9)原料費調整額 原料費調整額は、その 1 月の使用量に (5)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。なお、原料費調整単価の算出において(6)原料価格変動額①を用いる場合は、従量料金に原料費調整額を減算するものとし、(6)原料価格変動額②を用いる場合は従量料金に原料費調整額を加算するものとします。 2 基準単価 (略) 3 原料費調整単価等のお知らせ 当社は、1(1)(2)(3)(4)の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および (5)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。 別表第 3－1（料金の日割計算(1)） 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1)（略） (2)（略） 別表第 3－2（料金の日割計算(2)） (略)	(10)原料費調整額 原料費調整額は、その 1 月の使用量に (5)(6)(7)(8)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。 2 基準単価 (略) 3 原料費調整単価等のお知らせ 当社は、1(1)(2)(3)(4)の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および (5)(6)(7)(8)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。 別表第 3－1（料金の日割計算(1)） 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1)（略） (2)（略） 別表第 3－2（料金の日割計算(2)） <u>まで</u> (略)	1) 条項数の変更 2) 引用条項数の変更 3) 原料費調整単価を従量料金に対して加減算するさいの定義を実態に合わせて追記 引用条項数の変更 誤字の修正